

署活動無線機購入事業仕様書

令和8年度

佐倉市八街市酒々井町消防組合

指揮指令課

第一章 総 則

1 適用範囲

本仕様書は、消防活動時の円滑な通信を確保するため、佐倉市八街市酒々井町消防組合（以下「発注者」という。）が調達する無線電話装置（以下「無線機」という。）の仕様について定めるものとする。

2 法令・規格等の遵守

無線機は、携帯用として設計されたUHF帯一般業務用無線電話装置であり、電波法の無線設備規則、技術基準適合証明規則に基づいて、総務省の指定証明機関による試験に合格した製品であるとともに、本仕様書に定めるもののほか、関係法令等に準拠すること。

また、無線設備規則の一部を改正する省令（平成17年総務省令第119号）に基づく新スプリアス規格に合致した製品であること。

3 無線機の種別及び数量

(1) 無線機の種別

400MHz帯極超短波無線電話装置（UHF帯一般業務用無線電話装置）

(2) 項目、型式及び数量

以下のとおりとし、呼出名称等は別紙のとおりとする。

項番	項目	型式	数量
1	無線機本体	IC-UH65MFT	18台
2	リチウムイオンバッテリーパック (大容量)	BP-220N1	36台
3	ベルトクリップ (金属製)	MB-97	18台
4	防水スピーカーマイク	HM-159SJ	18台
5	スピーカーマイク用金属クリップ	MB-122	18台
6	ショルダーストラップ	MB-57L	18台
7	急速充電器	BC-161#22	18台
7	BC-161#22用ACDC アダプタ	BC-165	18台
8	ショートアンテナ	FA-S80U	18台
9	ケース	LC-166T	18台

4 納入場所

- (1) 住所 佐倉市大蛇町281番地
- (2) 名称 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部指揮指令課

5 納入期限

令和8年9月25日までとする。

6 契約の履行

本契約の履行範囲は、本仕様書に掲げる装置の単体・総合調整までとする。

7 提出図書

原則として、日本語で記載した次の図書を提出するものとする。

- (1) 承諾図（機器仕様等）・・・・・・・・ 契約後速やかに1部
- (2) 無線局免許状・・・・・・・・・・・・・・・・ 各1部
- (3) 総合通信局へ提出した免許申請書の写し・・・各1部
- (4) 納入品一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- (5) 取扱説明書・・・・・・・・・・・・・・・・ 各1部
- (6) 保証書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 各1部

8 特許等の使用

受注者が特許権、その他第三者の権利の対象となるものを使用する場合、その使用に関する責任は受注者にあるものとする。

9 仕様書の解釈

本仕様書に明示なき事項であっても、装置の機能上当然具備すべきものについては、受注者においてこれを充足するものとする。

また、本仕様書の内容について疑義を生じた場合は、発注者と受注者の双方において協議の上、解決を図るものとし、一方的な解釈によつてはならない。

協議の議事録等はその都度1部提出し、担当職員の承諾を得るものとする。

第二章 機器その他の仕様

10 極超短波無線電話装置（携帯型）

- (1) 送信出力

1W

- (2) 周波数範囲
450～470MHz
- (3) 通信方法
プレストークによる単信方式
- (4) 電波型式
F2D、F3E
- (5) 電源
大容量リチウムイオン電池(3,200mAh)を使用し、送信5、受信5、待受90の割合で約24時間使用できること。
- (6) 発信方式
水晶制御PLLシンセサイザ方式
- (7) 受信方式
ダブルスーパーヘテロダイン方式
- (8) 実装周波数
別途指示をする最大35チャンネルが実装可能であること。
- (9) 低周波出力
700mW以上
- (10) 使用温度範囲
-20℃～+60℃
- (11) 重量
310g以下(付属アンテナ、リチウムイオンバッテリーパック装着時)
- (12) 外的条件
本体は、日本産業規格指定の防水規格(JIS保護等級7)及び防塵規格(JIS保護等級6)に適合していること。
- (13) 充電器
ア 過充電防止回路を有すること。
イ AC100Vで充電できること。
ウ 4台まで連結可能な構造であること。
- (14) 機器寸法
(H) 100mm、(W) 56mm、(D) 37mm以下
- (15) 周波数表示
LCDに表示するチャンネル表示は漢字、英数文字全角8文字又全角4文字を表示できること。
- (16) 緊急呼出

無線機天面に緊急呼出(エマージェンシー)ボタンを有し、緊急事態発生時にこのボタンを押すことで事前登録した自局番号を相手方に表示できると同時に、自局及び相手方に警告音を共鳴させる機能を有すること。

(17) その他

ア チャンネルの切り換えは間違えて希望しない他のチャンネルへ容易に切り替わらないよう、機能キーを押した後にロータリースイッチで選択・確定する機能を有すること。

イ ロータリースイッチによるチャンネル選択においてチャンネルを日本語で案内する音声案内機能を有すること。

ウ 無線機装置にはベルトクリップ又はショルダーストラップ等の落下防止に配慮した付属品の装着が可能であること。

エ 電池の残量が液晶で表示できると共に一定の残量になった時点で警告アラーム音により残量の確認ができること。

オ ベルトクリップはステンレス製の強固なものでバッテリーに装着できること。

カ スピーカーマイクは日本産業規格指定の防水規格（J I S 保護等級7）があり、かつ、専用のイヤホンが取り付けられること。

キ 第三者に通信内容を傍受されない様、市波に対してのみ秘話機能の設定が可能なこと。

ク 無線機本体の電源スイッチは独立した押しボタンであること。

ケ 盗難等のセキュリティー確保として、電源オンパスワード機能を有すること。

コ 指定したチャンネルをスキャンする、スキャン機能を有すること。

サ 普段使用するチャンネルのほかに非常時だけ異なるチャンネルを選択できる、非常時通話チャンネル拡張機能を装備していること。

シ 他局の不要な通話をカットする連続トーンスケルチ装置及び連続デジタルコードスケルチ装置を標準装備しているものであること。

11 免許申請手続等

無線局の免許申請等、監督官庁への手続きに必要な資料・図面類は、受注者が準備すること。

12 検収等

発注者が行う外観、機能等の検査に合格し、免許状交付の日をもって納品完了

とする。

13 補償

受注者は、納品日から1年以内において、取扱不注意及び天災以外の理由による故障等を生じた場合は、無償にて修理又は交換を行うこと。

14 実装周波数

下記に指示する周波数が実装可能であると共に、その周波数を下記に指示する波名称（「署活 1」以下「署活 4」）を表示できること。

CH	周波数	設定表示名	備考
1 CH	466.4250MHz	署活系1	G7
2 CH	466.5000MHz	関東共通	G13
3 CH	466.3500MHz	G1	
4 CH	466.3625MHz	G2	
5 CH	466.3750MHz	G3	
6 CH	466.3875MHz	G4	
7 CH	466.4000MHz	G5	
8 CH	466.4125MHz	G6	
9 CH	466.4375MHz	G8	
10 CH	466.4500MHz	G9	
11 CH	466.4625MHz	G10	
12 CH	466.4750MHz	G11	
13 CH	466.4875MHz	G12	
14 CH	466.5125MHz	G14	
15 CH	466.5250MHz	G15	
16 CH	466.5375MHz	G16	
17 CH	466.5500MHz	G17	
18 CH	466.7750MHz	防災相互	

署活動無線機購入事業対象無線機一覧

所属	車両	項番	隊員	呼出名称
八街消防署 八街南部出張所	八街南部水槽 1	1	中隊長	やちまたなんぶ 4 1 1
		2	小隊長	やちまたなんぶ 4 1 2
		3	隊員	やちまたなんぶ 4 1 3
		4	機関員	やちまたなんぶ 4 1 5
	八街南部ポンプ 1 八街南部救急 1	5	小隊長	やちまたなんぶ 4 2 1
		6	隊員	やちまたなんぶ 4 2 2
		7	機関員	やちまたなんぶ 4 2 5
酒々井消防署	酒々井指揮 1	8	署長	しすい 4 0 1
	酒々井水槽 1	9	中隊長	しすい 4 1 1
		10	小隊長	しすい 4 1 2
		11	隊員	しすい 4 1 3
		12	機関員	しすい 4 1 5
	酒々井ポンプ 1 酒々井給水 1	13	隊員①	しすい 4 2 2
		14	隊員②	しすい 4 2 3
		15	機関員	しすい 4 2 5
	酒々井救急 1	16	救急隊長	しすい 4 9 1
		17	隊員	しすい 4 9 2
		18	機関員	しすい 4 9 5

計 18台